

狂牛病発生に伴う経営維持資金の利子補給について

平成13年11月21日
産 業 部

1 概 要

狂牛病の発生により、経済的に影響を受けた肉用牛経営及び酪農経営を行う農家の負担軽減を図るため、農家に対する経営維持資金について0.59%の利子補給を行う。

「大家畜経営維持資金」（貸付金利：1.60%）を融資する融資機関に対し、県が1.01%、市が0.59%利子補給することにより、貸付金利は無利子となる。

2 利子補給の負担割合等

（基準金利及び負担割合）

| 基準金利 | 中央畜産会 | 県 | 市 | 融資機関 |
|-------|-------|------|------|------|
| 2.85% | 1.01 | 1.01 | 0.59 | 0.24 |

3 大家畜経営維持資金の概要

- (1) 貸付限度額 飼養頭数により算出した金額
- (2) 貸付期間 平成13年12月31日まで（随時貸付）
- (3) 貸付対象 月平均販売額と比較して、9月10日以降の販売額が概ね2割以上減少した経営。
- (4) 貸付対象経費 肉用牛経営及び酪農経営の継続に必要な経費
- (5) 貸付条件
 - ア 貸付金利 年1.60パーセント
 - イ 償還期間 1年以内（元利一括払い）
- (6) 融資機関 農協等

4 盛岡市における融資見込み等

- (1) 融資見込額 約12,000千円
- (2) 利子補給見込額 70,800円（平成14年度）

おのりか
1000頭分の2割引
 県の制度をそのままの
農協が「2割引程度の減」
延長については検討希望

5 専決処分

早急に利子補給制度を立ち上げる必要があることから、利子補給についての債務負担について、市長の専決処分とするものである。

それ以外
 ○ 国の対応を要望 原因をゆだね、支援策
 ○ 協会の設置 ほういかくたい
 安定をゆだね

上乗せ債務については「個別採算」
 本来の性格としては別枠で